



▼ CONTENTS

- | | | | |
|---------------------|----|----------------------|----|
| ● 新年のご挨拶 | 2 | ● 税制改正に関する提言/スローガン | 21 |
| ● 名刺広告 | 4 | ● ブロック別実務講習会 | 25 |
| ● 街頭宣伝 | 8 | ● 経営者セミナー | 26 |
| ● 市民のための税金教室 | 9 | ● 第4回理事会/ブロック・支部長懇談会 | 28 |
| ● 税務署だより | 10 | ● 新入会員紹介 | 29 |
| ● e-Tax 推進税理士の紹介 | 14 | ● ブロックニュース | 30 |
| ● 納税表彰式 | 15 | ● 部会ニュース | 32 |
| ● 駅からぶらり散歩道 | 16 | ● 同好会ニュース | 34 |
| ● 全法連全国大会/税制改正要望の陳情 | 20 | ● e-Tax のお勧め | 35 |

新年のご挨拶

会長 田中 保生



新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

令和二年の年頭に当たり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素は、公益社団法人船橋法人会の事業活動に深いご理解と絶大なご支援、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、近代では、初めて退位という形で元号が変わり、平成から令和となり新天皇陛下が即位されました。まさに新時代が始まりました。国民の一人としてお祝いを申し上げます。また、残念ながら台風15号、19号、その後の防風雨に千葉県が襲われ、多くの方が被災されました。改めてお悔やみを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものであります。税制面では、消費税増税と同時に軽減税率制度が導入され、税の三原則の一つである簡素という面から見ますと複雑になったようにも感じます。

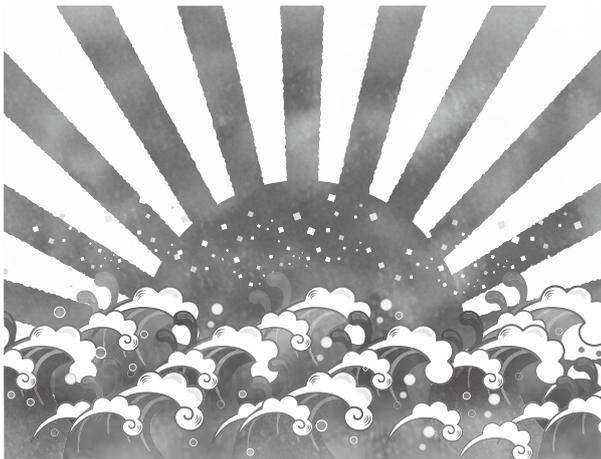
さて、わが国経済は、引き続き緩やかな回復基調にあるものの、デフレ脱却は不透明なままであり、地域経済を牽引する中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。国家的課題である財政健全化と持続可能な社会保障制度の両立の為に、さらなる行財政改革の徹底を大いに期待したいものです。

私たち公益社団法人船橋法人会も、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、新設・決算法人説明会や税を考える週間における街頭宣伝や市民のための税金教室、ふなばし市民まつりでの民踊パレード参加、消費税・軽減税率制度研修、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」、青年部会による「租税教室」の展開など「健全な納税者の団体」として税の活動を中心に広く社会への貢献をしております。全国法人会連合会としても、税制改正の提言を政府・政党・地方自治体に積極的に行っており、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」なども強く求めています。

本年も、内部統制及び経理能力を向上のための、「自主点検チェックシート」の利用促進や会社決算や税関係の研修会はもとより、経営、経済、金融、時事問題などの幅広い講演会、講習会など会員のニーズにあった勉強会や福利厚生事業を実施します。また、公益社団法人としての責務を果たし、従来にも増して税の啓発活動を積極的に展開し、広く市民から受け入れられる法人会づくりを目指すとともに自らの公益性と透明性を高め、企業の発展と地域社会の繁栄のために努力してまいりたいと考えております。いま、「税の

オピニオンリーダー」としての果たすべき役割はますます大きくなっています。魅力ある組織を構築し、社会からの期待に応えなければなりません。会員の皆様におかれましては、公益社団法人船橋法人会に入会していることが社会貢献の一つであるとのご認識と誇りを持ち、自己啓発と自己研鑽に努め、積極的に法人会の事業にご参加いただければ幸いです。

結びに当たりまして、本年も船橋税務署はじめ税務当局の皆様のご指導とご鞭撻を賜りますようお願いいたしますとともに、会員の皆様におかれましては、心身共に健康で明るく、希望に満ちた実り多い年になりますようご祈念申し上げ年頭の挨拶といたします。



新年のご挨拶

船橋税務署長 遠藤 徹男



公益社団法人船橋法人会の皆様、あけましておめでとうございます。令和2年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、田中会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素より船橋税務署の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご協力をいただきましてありがとうございました。本紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、税制・経営に関する研修会の開催をはじめ、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や「租税教室」の実施、イオンモール船橋における「市民のための税金教室」の開催等、正しい税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に、積極的に取り組んでおられます。また、7月の「民踊パレード」への参加やチャリティー活動等、地域に密着した社会貢献活動を通じて地域社会の健全な発展に貢献されており、このような極めて公益性の高い皆様方の熱心な活動に対しまして、衷心より敬意と感謝の意を表する次第です。

さて、昨年の秋は、過去最大級の台風が連続で来たことで、各地に甚大な被害をもたらしました。自宅や事業所が強風や浸水により、全半壊等の大きな被害を受けたことに伴い、災害による申告・納付等の期限を延長する措置が講じられている地域もございます。船橋市内は、災害による地域の指定はされてはおりませんが、倒木や建物の一部損壊等の被害を受けたところもあると伺っております。税務上の救済措置として、個々の申請に基づく申告・納付等の期限の延長手続や雑損控除等の制度も設けられております。税務署において個別相談のご予約も受け付けておりますので、ご利用ください。

昨年10月からは、消費税率の10%への引上げと同時に、我が国初めてとなる軽減税率制度が実施されました。貴会の会報紙や説明会等、あらゆる機会を通して制度の円滑な定着に向けた広報・周知等にご協力いただいているところでございます。

軽減税率制度のもとでは、税率ごとの区分経理や請求書への税率ごとの合計金額の記載等、従来とは異なる経理処理が必要となっております。新たな負担をお掛けしておりますが、消費者、国民の皆様が納められた消費税を正しく納付するために、どうしても必要な制度でございます。どうかご理解いただきますようお願い申し上げます。

さて、今年も間もなく、令和元年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。昨年、「ID・パスワード方式」を利用したe-Taxによる申告ができるようになりました。これにより、マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方もe-Taxをご利用いただけるようになりました。

「ID・パスワード方式」は、事前にお近くの税務署で「IDとパスワード」の交付を受けておくことにより、パソコン・スマートフォン・タブレット端末のいずれかを使用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成・送信（提出）するものです。詳しくは、「税務署だより」（10～13ページ）に記載しておりますので、従業員の方等へのご利用を重ねてお願い申し上げます。

また、従来どおり、マイナンバーカードを使って申告書を送信することも可能となっております。マイナンバーカードの用途は増えてきており、コンビニエンスストアで住民票の写しを取得できますし、今後はポイントで買い物が可能となったり、健康保険証としても使用する予定となっております。是非この機会に取得のご検討もお願いいたします。

結びに当たりまして、新しい子の年が公益社団法人船橋法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄に繋がる年となりますよう、心から祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。

令和2年 本年も

 <p>会長 田中 保生 (株)音映システム 浜町2-1-1ららぽーと三井ビル TEL431-2181</p>	 <p>副会長 (Eブロック、財務、研修担当) 鈴木 澄江 (株)肉のスズキ本店 東船橋1-2-2 TEL424-2344</p>	 <p>副会長 (Bブロック、総務、厚生担当) 山田 聡 (株)成晃社 二子町611-1 TEL335-6431</p>
 <p>副会長 (Cブロック、税制、広報担当) 小田原 隆泰 (株)小田原工務店 海神5-16-34 TEL434-1366</p>	 <p>副会長 (Fブロック、組織、青年担当) 木村 誠一 (株)丸文運送 日の出2-3-11 TEL434-6672</p>	 <p>副会長 (Dブロック、源泉担当) 高見澤 篤 (有)高見沢産業 宮本2-1-4-1004 TEL371-4418</p>
 <p>副会長 (Aブロック、女性担当) 中上 雅喜 (株)ナカガミ 古和釜町411-1 TEL457-4801</p>	 <p>理事 (Aブロック長) 鈴木 明 (有)八木が谷造園 高野台2-7-5 TEL447-1015</p>	 <p>理事 (Bブロック長) 宮口 建二 (株)ダイナテック 芝山1-4-2 TEL462-4448</p>
 <p>理事 (Cブロック長) 福永 幸雄 (有)福永鉄工所 上山町2-493 TEL438-9450</p>	 <p>理事 (Dブロック長) 工藤 祐政 (株)サン中央ホーム 飯山満町3-1535-17 TEL462-0188</p>	 <p>理事 (Eブロック長) 川上 榮吉 (株)川上商店 宮本9-10-5 TEL434-2281</p>
 <p>理事 (Fブロック長) 山崎 克美 (株)ケイハイ 南海神1-7-1 TEL460-0814</p>	 <p>理事 (総務委員長、南船第2支部長) 安村 秀雄 船橋興産(株) 高瀬町31-2 TEL437-8907</p>	 <p>理事 (財務委員長、薬円台支部長) 林 啓悦 仁平林商事(株) 薬円台4-1-23 TEL466-3003</p>
 <p>理事 (研修委員長、前原支部長) 大塚 智明 (有)大塚商店 前原西2-13-13 大塚ビル1階 TEL472-2406</p>	 <p>理事 (厚生委員長、本町第3支部長) 小柳 正和 (有)クリフト 本町7-5-2アオパビル3F TEL422-5131</p>	 <p>理事 (広報委員長) 佐久間 兼治 (有)船橋トーヨー住器 高根町2680-3 TEL439-5179</p>
 <p>理事 (税制委員長) 古澤 和一郎 (株)フォーチュン・マネージメント 薬円台5-22-24 TEL469-6769</p>	 <p>理事 (組織委員長、金杉支部長) 高橋 徳昭 (株)船橋樹脂工業 金杉7-43-34 TEL448-1211</p>	 <p>理事 (総務副委員長) 蓮池 政貴 船橋ラビット(株) 高瀬町66-3 TEL431-0376</p>
 <p>理事 (豊富支部長) 宮本 正司 (有)宮本起興 豊富町1480-23 TEL457-9836</p>	 <p>理事 (八木が谷支部長) 石井 和好 (有)イシイオートサービス 高野台5-10-1 TEL448-6320</p>	 <p>理事 (二和支部長、総務委員) 中村 弘之 (株)中村商店 二和東2-10-2 TEL448-2451</p>

よろしくお願ひ致します

 <p>理事 (三咲支部長、財務副委員長) 岡庭 一美 (有)岡 美 三咲5-32-50 Tel440-3397</p>	 <p>理事 (新高根支部長、組織副委員長) 滝田 敦司 (有)タキタ工業 新高根1-23-11 Tel401-6617</p>	 <p>理事 (北習高根支部長) 三須 栄光 (株)セレブ 高根台7-28-19 Tel464-8787</p>
 <p>理事 (習志野支部長) 秋元 正宏 東葛テクノ(株) 習志野台4-4-7 Tel050-3850-6190</p>	 <p>理事 (芝山西習支部長、厚生委員) 秀 和友 (有)IKDインシュアランス 芝山2-14-32 Tel463-2244</p>	 <p>理事 (北船第1支部長・財務委員) 鯨井 祐介 (株)ホエル 藤原3-23-36 Tel430-8655</p>
 <p>理事 (北船第2支部長、税制委員) 宇井 一男 (有)宇井工務店 丸山2-22-3 Tel438-1376</p>	 <p>理事 (前原東支部長、総務委員) 澤井 淳 (有)沢井工業 前原東3-17-6 Tel479-0442</p>	 <p>理事 (二宮支部長、厚生副委員長) 池田 昭夫 (有)IKDインシュアランス 二宮1-22-5 Tel490-3933</p>
 <p>理事 (三山支部長、広報副委員長) 鎌田 勉 (株)鎌田工務店 習志野2-5-10 Tel436-8317</p>	 <p>理事 (本町第1支部長、財務委員) 伊藤 久子 (有)はなゆい 本町2-10-29 Tel433-4466</p>	 <p>理事 (本町第2支部長、財務委員) 山崎 秀樹 (有)山崎石炭商会 本町4-9-5 Tel422-2461</p>
 <p>理事 (市場支部長、広報委員) 伊藤 宏和 (有)まぐろ湊屋 市場1-8-1 Tel423-1489</p>	 <p>理事 (宮本第1支部長) 海老原 和正 (有)オトエムカンパニー 宮本5-11-9 Tel422-7223</p>	 <p>理事 (宮本第2支部長、総務委員) 岩下 杉彦 (有)岩下不動産鑑定事務所 宮本1-6-18 Tel422-1448</p>
 <p>理事 (本中山支部長、厚生委員) 藤井 秀明 (有)藤井商店 本中山2-1-24 Tel334-5005</p>	 <p>理事 (西船第1支部長、税制委員) 茂木 聖仁 (株)エレメントシステム 山野町63-1-405 Tel433-4334</p>	 <p>理事 (西船第2支部長、総務副委員長、源泉部会長) 川野辺 武雄 (株)フロントン 葛飾町2-340フロントンビル1F Tel432-4541</p>
 <p>理事 (海神支部長、広報委員) 秋山 三男 (株)京葉KSテック船橋本店 南海神1-7-1 Tel425-1101</p>	 <p>理事 (南船第1支部長、研修委員) 水上 智 千葉日石(株) 南本町11-14 Tel434-4111</p>	 <p>理事 (湊町支部長、総務委員、青年部会長) 青野 哲三 (有)エーワンネットワーク 日の出2-2-13第2ナカイビル102号 Tel437-6208</p>
 <p>理事 (前副会長) 金子 研一 (株)わかまつKコーポレーション 北本町1-3-1Kメディカルモール201 Tel425-1791</p>	 <p>理事 (前副会長) 小原 智 不二公業(株) 金杉町893-1 Tel438-2511</p>	 <p>理事 (税制委員、元財務委員長) 篠田 好造 (有)船福商事 本町6-21-1 Tel423-2729</p>

令和2年 本年も

 <p>理事 (元Cブロック長) 狩野 文夫 (株)ワタリ電気 行田町365-1-510 TEL438-5734</p>	 <p>理事 (厚生副委員長、前総務委員長) 大原 俊弘 (株)日本都市 藤原7-17-28日本都市馬込沢ビル3F TEL401-3861</p>	 <p>理事 橋本 英世 (株)橋本 薬円台6-6-6 TEL465-5551</p>
 <p>理事 (税制委員・元青年部会長) 今鶴 孝 SKYコンサルティングジャパン(名) 習志野市谷津7-6-13金子ビル1F TEL411-4160</p>	 <p>理事 林 敬 (株)船橋中央自動車学校 飯山満町2-635 TEL464-3421</p>	 <p>理事 (前研修委員長・研修委員) 牧野 芳夫 (株)アイデス 夏見4-41-3 TEL423-1600</p>
 <p>理事 太田 美保子 (株)エイケン 米ヶ崎町729番地 TEL422-0211</p>	 <p>理事 (総務委員、前女性部会長) 興松 美奈子 (有)興松ビル 前原西2-14-3 TEL464-5009</p>	 <p>理事 大和田 勉 (株)タカヤス 藤原1-32-29 TEL339-2424</p>
 <p>理事 (研修委員) 高原 一哲 イーライフ(株) 前原西2-21-9津田沼第一ビル1F TEL403-1880</p>	 <p>理事 (研修委員) 皆川 義昭 (株)ベストランド 芝山2-2-1ルミエール飯山満1F TEL456-3031</p>	 <p>理事 (広報委員) 輪 湖 信 アツサ電気工業(株) 湊町3-7-15 TEL433-1061</p>
 <p>監事 (元第3ブロック長) 森田 雅巳 (株)パステルタウン 本町4-35-14 TEL425-2820</p>	 <p>監事 (元副会長) 鈴木 正 京葉運送(有) 本町6-2-10-316 TEL423-3329</p>	 <p>監事 森嶋 康長 (有)Y・M・A・Office 湊町2-1-2 TEL433-3212</p>
 <p>顧問 (元会長) 長野 泰二 千葉日石(株) 南本町11-14 TEL434-4111</p>	 <p>顧問 (前会長) 平田 俊光 (株)三田濱楽園 湊町2-8-5 TEL433-3751</p>	 <p>相談役 (元副会長) 伊藤 賢二 (株)伊藤楽器 本町1-9-9 TEL466-0111</p>
 <p>相談役 (元副会長) 中村 榮 (有)海神ドット釘工業所 栄町2-14-2 TEL432-0311</p>	 <p>相談役 (元副会長) 金子 三智子 (株)エステート大蔵 本町4-24-19 TEL422-0171(代)</p>	 <p>相談役 (元副会長) 大久保 和吉 しんろく興産(株) 印内3-8-20 TEL431-0381</p>
 <p>相談役 (元監事) 遠藤 幸四郎 (株)和幸電気工事 咲が丘4-24-20 TEL448-4355</p>	 <p>相談役 (元副会長) 宮本 武夫 (有)宮本商店 二和西2-12-5 TEL447-7238</p>	 <p>相談役 (元副会長) 柴田 正道 大日クレーン(株) 豊富町594 TEL457-1781</p>

よろしくお願ひ致します

 <p>相談役 (元監事) 西部 曠介 京葉ハウスヒール(株) 西習志野4-20-12 TEL464-3006</p>	 <p>相談役 (元監事) 石毛 利幸 (株)伸 幸 本中山2-23-13 TEL424-2932</p>	 <p>相談役 (元副会長) 近藤 幸治 日立電工(株) 習志野1-12-13 TEL465-3136</p>
 <p>相談役 (元監事) 野中 邦彦 習志野機材(株) 習志野2-8-20 TEL488-7001</p>	 <p>相談役 (元副会長) 山崎 新一 (株)山崎工業 三咲7-12-1 TEL449-7001</p>	 <p>相談役 (前副会長) 古橋 久治 古橋工業(株) 金杉4-5-18 TEL448-3624</p>
 <p>参与 (元第7ブロック長) 佐藤 正吾 信用建設(株) 八木が谷1-31-17 TEL448-4811</p>	 <p>参与 (元第9ブロック長) 小林 正友 芙蓉鋳工(株) 習志野4-11-9 TEL473-6141</p>	 <p>参与 (元第2ブロック長) 本田 泰 (株)ニチオン 栄町2-12-4 TEL431-1871</p>
 <p>参与 (元第3ブロック長、元厚生委員長) 皆川 泰藏 船橋グランドホテル(株) 本町7-11-1 TEL425-1121</p>	 <p>参与 (元第2ブロック長) 板谷 直正 協和工業(株) 栄町2-10-2 TEL431-5525</p>	 <p>参与 (元第1ブロック長・元監事) 河上 達夫 丸山金属工業(株) 海神町南1-1475 TEL433-0011</p>
 <p>参与 (元第8ブロック長) 松崎 唯男 東関東土地(株) 前原西2-21-6 TEL476-4161</p>	 <p>参与 (前Bブロック長) 近藤 英博 (株)丸富商事 習志野台4-11-6 TEL463-3340</p>	 <p>参与 (前Eブロック長) 増田 明正 (有)中村屋肉店 市場1-8-1 TEL423-0430</p>
 <p>参与 (税制副委員長、元女性部会長) 松本 仲子 (株)船橋安全 東船橋3-34-4 TEL422-8840</p>	 <p>参与 (組織委員、元女性部会長) 根本 千枝子 (有)アテナ・コーポレーション 宮本2-9-5 TEL423-5518</p>	 <p>参与 (前Cブロック長) 徳田 孝一 (株)メディカルスポーツプラザ 丸山4-52-10 TEL439-0051</p>

令和元年11月末現在



税を考える週間 街頭宣伝

開催日：令和元年 10月30日(水)
場所：JR 船橋駅・京成船橋駅周辺
 及び船橋グランドホテル

11月11日～17日は「税を考える週間」です。その啓発運動として、当法人会も一般市民の方に、「税について」の理解を深めてもらうため、街頭宣伝を行いました。

当日は皆さんのお力添えを頂いて、市民の方に配布する PR 用品が準備されておりました。

11月30日午後3時「船橋グランドホテル」に集合です。受付で赤い半纏・白いジャンパーを受け取り、配布場所別に集合です。

この行事に、イータ君・チーバくん・マイナちゃん・ジャンボくんも応援に駆けつけ参加者は元気をもらいました。さあ——出発です！！

配布場所は船橋駅北口と南口、そして京成船橋駅のエスカレーター下です。

配布に参加した会員さんは口々に「今年は配りやすかったね。」「手軽くて、9割方受けとってもらえたよ。」「いつもより早いペースで配れたワ。」そんな声が聞こえてきました。そうです！！今年の配布は11月3日(日)に行われる「市民のための税金教室」をしっかりと PR したティッシュのみの配布だったのです。

約1時間半で配り終わり、5時過ぎには出発地のホテルに戻り、その後「懇親・慰労会」が行われました。

慰労会では、10月からの消費税率のアップ・軽減税率制度の導入等々今話題の消費税のことで話題は持ちきりでした。「税を考える週間」が終わっても、私達法人会の課題は「税と共に歩む」ことになりましょう。ご参加の皆様、お疲れ様でした。

広報委員 大嶋 京



市民のための税金教室

開催日：令和元年 11 月 3 日（日）

場 所：イオンモール船橋店広場

船橋市内税務協力 8 団体主催の『市民のための税金教室』をイオンモール船橋の 1 階「イオンバイク前」及び「光の広場」をお借りして 11 月 3 日（日）に 11 時から 14 時 30 分まで実施いたしました。共催で船橋税務署、船橋市役所にもご協力をいただき「税を考える週間」の大きな行事となりました。

法人会からも会長をはじめ役員・会員の皆さんが入替わり参加し、多くの買い物客に税金クイズへの参加の声掛けをしました。

一億円体験コーナーでは実際の大きさ、重さのレプリカを持ってもらい肌で大きさを感じてもらいました。子どもが札束を抱えている姿の記念撮影をする親御さんがいたり、笑顔で『自宅に一億円あるからわざわざいいわよ』と冗談か本当か分からない返しをするご婦人がいたり終始なごやかな雰囲気イベントが行われました。

会場には船橋市内の小学生が描いた絵はがきコンクール応募作品や中学生が書いた税に関する作文、標語、ポスターの受賞作品が展示され、買い物に来た方が足を止め熱心に作品を見ていました。家族連れで自分やお友達の作品を探している方もおり、常日頃より実施している船橋市内の児童、生徒に対する税に関する啓蒙活動の成果を垣間見ることができました。

また千葉県税理士会船橋支部の先生方による税に関する無料相談コーナーでは、相談者が絶えることなく席に座り税金の質問をされており、税金に対する市民の皆さんの関心の高さを感じました。

イータ君、マイナちゃん、船えもんといった子供たちが喜ぶゆるキャラも大集合してイベントに花を添えてくれました。

税務署、市役所、税務協力 8 団体関係者の皆さんが協力、実施することで各組織の垣根を越えて結束を高めることが出来たと同時に、多くの方々に税金の意義、大切さをご理解いただくきっかけになるイベントとなったと思います。

研修委員長 大塚 智明



税務署だより

税務署だより



船橋税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 273 - 8574 船橋市東船橋 5-7-7 Tel (047) 422-6511 (代表)

※ お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

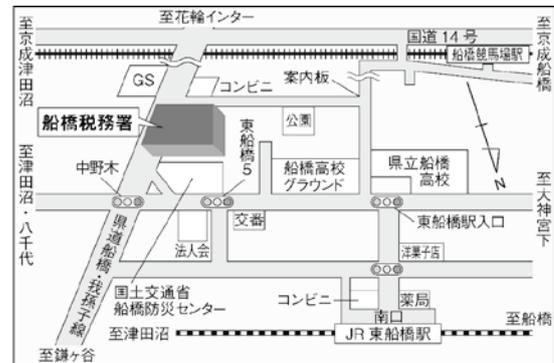
申告書作成会場 の開設期間

開設期間	会場	時間
2月17日(月) ～ 3月16日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	船橋税務署 船橋市東船橋5-7-7	【受付】 午前8時30分から午後4時まで (提出は午後5時まで) 【相談】 午前9時から午後5時まで

(注) ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します。

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場を開設していませんのでご了承ください。
- 会場開設日及び最終週は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- **当署の駐車場(1月から3月までの間)及び近隣店舗の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。**
- **会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。また、混雑の状況によっては長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。**

【案内図】



【最寄駅】JR総武線 東船橋駅 徒歩14分
京成線 船橋競馬場駅 徒歩17分

会場は混雑しますので、ID・パスワード方式を利用したご自宅からのe-Tax申告がおすすめです。

税理士による無料申告相談 ～申告書を作成できます～

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますので、ご利用ください。

期間	会場	所在地	時間
2月5日(水) ～ 2月7日(金)	船橋フェイスビル6階 「きららホール」	船橋市本町 1-3-1	午前9時30分 ～ 午後3時30分 ※ 高根台公民館は税理士会 独自開催です。
2月13日(木) ～ 2月14日(金)	高根台公民館 4階 講堂	船橋市高根台 1-2-5	
2月17日(月) ～ 2月25日(火) ※ 土、日及び2月24日(月)を除きます。	船橋市役所 11階大会議室	船橋市湊町 2-10-25	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- **混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。**

e-Taxの利用手続がより便利になりました！

<p>①</p>  <p>今年も税務署に申告書を提出しに行ったけど、混んでたな…来年も税務署に行くのが大変だなあ</p>	<p>②</p> <p>マイナンバーカード方式！</p>  <p>マイナンバーカードとICカードリーダライタがあれば、自宅のパソコンからe-Taxで申告ができるよ！</p> <p>ええ そうなんだ！</p> 
<p>③</p>  <p>でも、マイナンバーカードはまだ取ってないし、ICカードリーダライタも持ってないよ どうしよう…</p>	<p>④</p> <p>ID・パスワード方式！</p>  <p>そういう方でも大丈夫！税務署でIDとパスワードを受け取れば自宅のパソコンやスマホからe-Taxで申告ができるよ！</p> <p>知らなかったよ！</p> 

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス 

STEP 2 申告書を作成

STEP 3 e-Taxで送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信
マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信
「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

医療費控除を受けるための手続が変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要となりました。)

- ※ 1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
 - ※ 2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

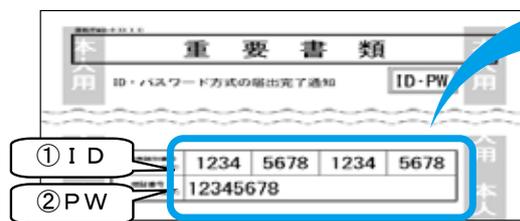
- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
 - ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※ 1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)又は②の写しを添付してください。
- ※ 2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

スマホで確定申告ができます！

～税務署窓口で事前の申請が必要です！～

確定申告書は、スマホ・タブレットでも作成できます。

また、作成した申告書は、事前に税務署窓口で発行したIDとパスワードがあれば、そのままe-Taxで送信できます。



- ① ID (利用者識別番号)
 - ② パスワード (暗証番号)
- を利用してe-Taxで申告ができます

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。

メリット

- ① スマホを使ってe-Taxで送信すれば申告手続完了！
- ② 生命保険料控除証明書などの添付書類は提出不要！
- ③ 申告書の控えはPDF形式でスマホに保存！
- ④ 書面による提出よりも還付金の受け取りがスピーディ！



IDとパスワードの申請方法

- ① 税務署窓口のパソコンで住所・氏名・生年月日等を入力
- ② 職員による本人確認 (運転免許証など必要)
- ③ 「ID・パスワード方式の届出完了通知」を即時発行

(注) 入力作業から発行まで、5分程度です。

スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

ぜひ、この機会にID・パスワードの申請を行ってください！



税務署 だより

税務署 だより

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの顔写真入り!
「**身分証明書**」として使えるよ!



< おもて面 >



< うら面 >

うら面のICチップにあなた本人であることを証明する、「**電子証明書**」が入っているよ!



くらしを便利に! マイナンバーカード!

身分証明書になる!

ライブ会場の入場、携帯の契約、会員登録などに使える!

各種証明書をコンビニで取得できる!

全国のコンビニで、住民票の写しや課税証明書などが取得できる!

※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30~23:00までとなります。

ポイントで買い物ができる!

地域の商店やオンラインでお買い物に使える!

2020年度実施予定!

健康保険証として使える!

2021年3月(予定)からスタート! ピッとかざすだけでOK! とっても便利に!

スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続きができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

平日 9時30分~20時00分
土日祝 9時30分~17時30分 (年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

マイナンバーカードの申請方法は**こちら**



■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード
050-3818-1250 050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System
0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about Notification Card and My Number Card
0120-0178-27



e-Tax 推進税理士のお知らせ

政府が推進している「電子政府」の税務当局版「e-Tax」が、平成16年から利用開始され、船橋法人会は、この普及を図るため、事業計画の重点事項として「e-Taxの利用促進」を掲げ、会員企業のみならず、納税者全員のe-Taxの利用促進運動を展開しています。

また、千葉県税理士会船橋支部においても、「e-Taxの利用」と「代理送信の利用」を推奨しており、支部所属の会員のうち、e-Taxの利用推進に積極的に取り組んでいる税理士に「e-Tax推進税理士」として、自薦により名を連ねていただきましたので紹介いたします。

「e-Taxの利用」や「代理送信の利用」をご検討されている方は、是非名簿掲載の税理士にご相談いただき、e-Taxの利用拡大にご協力ください。

税理士名、法人名	事務所、法人所在地	電話番号
相川 和永	船橋市西船4丁目19番5号-101号	047-410-1141
青木 連	船橋市行田町365-1-502	047-460-9378
足立 健司	船橋市二和東5丁目28番12号	047-448-5355
安藤 正俊	船橋市東船橋5丁目3番3号	047-424-5566
伊豆倉博幸	船橋市湊町2丁目1番19号ルミエール船橋201号	047-406-5286
一森 洋子	船橋市本町6丁目3番14号第三セイコービル202	047-409-5045
伊藤しほ子	船橋市飯山満町3丁目1892番地174	047-469-8837
伊藤 節子	船橋市駿河台2丁目19番16号	047-425-8420
稲岡 隆之	船橋市大穴南5丁目24番1号稲岡秀夫税理士事務所	047-465-7771
入田 徹	船橋市東船橋3丁目35番22号	047-424-8021
大久保任尉	船橋市宮本3丁目9番2号三咲ビル2F	047-420-8865
岡田 敏男	船橋市湊町2丁目12番12号	047-434-1175
岡田 義輝	船橋市三咲8丁目3番12号	080-2011-5191
岡山 徹	船橋市金杉6丁目12番18号	047-404-8009
奥田 千栄	船橋市西船2丁目19番1号西船橋パークホームズ416号	047-460-9672
蒲田 和紀	船橋市本町3丁目33番13号フォートリス船橋7階	047-455-8090
木村 智	船橋市本町6丁目6番1号北翔ビル6F	047-460-7715
工藤 知行	船橋市本町2丁目2番7号船橋本町プラザビル7階	047-401-0572
黒田 誠	船橋市三咲2丁目17番25号アーバネスト船橋三咲202	047-440-0011
後藤千恵子	船橋市本町1丁目23番3号フレンドハウス103号室	047-495-5565
齋藤 麻子	船橋市本町7丁目12番22号四ツ井ビル3階	047-422-4421
酒居 徹地	船橋市西船4丁目29番13号ルネスgen501号	047-767-5591
佐瀬 俊道	船橋市湊町2丁目2番19号インデンビル3階	047-437-0100
佐藤 一郎	船橋市藤原7丁目23番14号	047-438-6695
澤田 栄一	船橋市湊町2丁目12番6号	047-434-6804
鈴木 恭浩	船橋市海神1丁目23番18号	047-407-0017
竹内 修	船橋市南本町1番地16号森ビル	047-437-7048
田仲 賢一	船橋市西習志野1丁目9番8号南州ビル201号室	047-405-9460
田村 典子	船橋市七林町114番地-43翠川義秋税理士事務所内	047-463-2617
名手 芳隆	船橋市丸山5丁目30番3号第6松宮ビル301	047-497-8792
長谷川秀夫	船橋市本町6丁目10番20号メゾン・ド・ボネール101号室	047-456-8732
林 孝雄	船橋市三咲1丁目6番2号	047-448-2024
平野 武一	船橋市前原西2丁目34番9号	047-403-9118
深谷 悠	船橋市東船橋3丁目33番3号ストーンフィールドビル204号	047-405-2044
古川 毅	船橋市本町6丁目2番10ダイヤパレスステーションプラザ船橋516号	047-401-4664
保坂 義勝	船橋市前原西2丁目11番5号松田第3ビル204号	047-476-1677
細川 光幸	船橋市海神町南1丁目1569番地1 グレースハイツ船橋815号	047-432-4731
三田 洋造	船橋市夏見台4丁目8番29号税理士法人三田会計	047-430-1818
翠川 義秋	船橋市七林町114番地-43	047-463-2617
宮下 常民	船橋市南三咲2丁目33番3号	047-448-7616
宮原 本法	船橋市本中山3丁目4番3-504号	047-707-8987
深山 秀一	船橋市前原西3丁目17番12号	047-471-4003
茂木 浩	船橋市習志野台4丁目68番19号	047-468-2234
茂木 凌太	船橋市東中山1丁目17番15号	047-335-4041
森内 勝也	船橋市新高根4丁目6番3号	047-466-2022
柳川 一美	船橋市薬円台1丁目14番2号柳川一美税理士事務所	047-465-3803
山田 卓生	船橋市前原東4丁目1番3棟508号	090-1738-5755
山田 直弘	船橋市本町5丁目14番15号パルパステル304号室	090-7237-6009
渡邊 章	船橋市前原西3丁目5番15号マルトビル205号	047-406-4972
税理士法人宇田川会計事務所	船橋市宮本8丁目30番12号	047-426-5525
税理士法人スタート	船橋市湊町3丁目5番10号	047-432-5886
辻・本郷税理士法人 船橋事務所	船橋市本町4丁目40番23号SADOYA.SOUTHERN.TERRACE	047-460-0107
税理士法人東京IR平田小川船橋本部	船橋市本中山4丁目18番16号-102号	047-335-6545
税理士法人TOTAL船橋本部	船橋市旭町1丁目23番1号	047-438-3001
税理士法人TOTAL船橋駅前本部	船橋市本町7丁目11番5号KDX船橋ビル4階	047-770-9000
税理士法人フロイデ	船橋市高根台6丁目33番20号	047-461-9902

令和元年度 納税表彰式



令和元年度の納税表彰式が11月12日（火）船橋グランドホテルにおいて、船橋税務署・船橋市役所及び当法人会を含む船橋税務協力8団体の共催により厳粛に執り行われました。

申告納税制度の普及・発展に努め、納税道義の高揚に寄与された方々に、船橋税務署長からの表彰状、感謝状の贈呈、船橋市から船橋市長感謝状、次いで国税庁長官及び東京国税局長納税表彰受彰者の伝達、披露と各団体長から表彰状の贈呈が行われました。当法人会からは以下の方々が受彰されました。

総務委員会

船橋税務署署長表彰受彰者



澤井 淳
理事
前原東支部長



徳田 孝一
参与



林 敬
理事



福永 幸雄
理事
Cブロック長

(公社) 船橋法人会会長表彰受彰者



伊藤 宏和
理事
市場支部長



小川 淳子
女性部会
副部会長



中上 雅喜
副会長



林 貞一
葉円台支部幹事



三須 榮光
理事
北習高根支部長



森嶋 康長
監事



安川 允
Cブロック監事



吉田 茂行
西船第1支部幹事

船橋税務署署長感謝状受彰者



青野 哲三
理事
湊町支部長



大原 俊弘
理事



森田 政吾
元理事



山崎 秀樹
理事
本町第2支部長

(公社) 船橋法人会会長感謝状表彰受彰者



大澤志津江
税制委員



松本 仲子
税制副委員長



表彰式の様子

(敬称略)

駅からぶらり散歩道

第19回

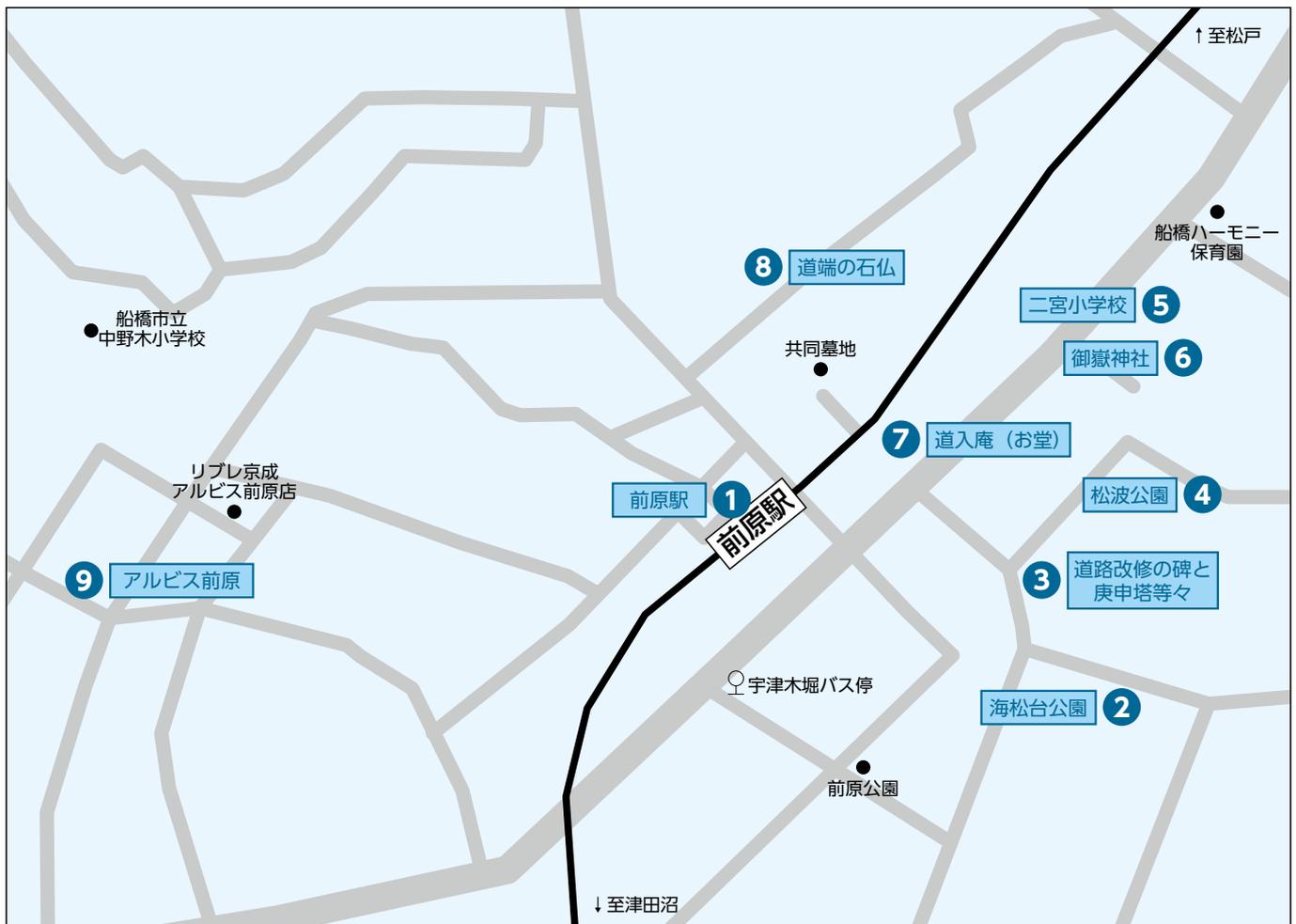
驪龍 書

新京成線の前原駅の開業は昭和23年12月です。

前原団地の入居開始が昭和35年（1960年）といわれています。船橋市では「団地のさきがけ」として、当時は時代の先をいく「団地族」の走りだったのでしょうか。

その「前原団地」も近年建て替えにより、その様相を一変しました。

またこの路線は、成田街道（国道296号線）と並行して走り、薬円台駅近くにある珍しい「前原鉄橋」も沿線の一つの風物かもしれません。さて、今回は新春号という事もあり、初詣で地元の人が多く詣でるといふ「御嶽神社」にお参りを兼ねて出かけてみましょう。



1 前原駅

前原駅は線路で上りと下りが分けられており、跨線橋を使わずに行く先のホームを利用できます。そして駅前の商店も時代とともに大きく様相が変わりました。





海松台公園



道に並ぶ庚申塔等



道路改修の記念碑

成田街道に面した前原東と飯山満方面・大型マンションへと続く前原西と線路で分かります。今回は前原東からぶらりと始めましょう。

2 海松台公園

国道296号線（成田街道）を進み、信号を右に曲がります。その地域の名前と同じ「中台幼稚園」があります。次の信号を渡ると「海松台」という町会に入り、公園も「海松台公園」です。

広い公園と横に並ぶスーパーは近隣の憩いと台所を守ります。海松台のいわれは参考文献によりますと、地主の方がこの地域の宅地開発を計画した時、この台地の向こうに「松林」があり、その向こうに海が見えたので、この名前をつけたとの事です。

石仏の並ぶ側らを通って行くとその横に、郵便局があります。「前原東郵便局」です。

3 道路改修の碑と庚申塔等々

海松台公園からバス通りに戻ります。道の脇にはたくさんの石仏が並んでいます。昭和9年竣工と刻まれた大きな「道路改修の碑」が目にとまりました。昭和初期、今からおおよそ80年程前のここ前原地区は道路改修の真っただ中だったでしょう。庚申塔・馬頭観音・出羽三山への登頂記念碑がたくさん並び、当時の様子が偲べれます。この前を通って行くと「前原東郵便局」があります。

4 松波公園

そこを下ると「信和自治会」です。高台の階段付近には松の並木があったとの事ですが今は昔の話です。バス通りで、「津田沼グリーンハイツ」を経て津田沼方面へ向かいます。

この辺りは田喜野井町への入口でもあり、薬円台へと続きます。



前原松波公園

5 二宮小学校

取材班は二宮中学校の裏手を歩いて再び成田街道に出ました。ほどなく、そこには「二宮小学校」の校門がありました。

取材の許可を頂き、校門を入ると創立100周年の記念碑がありました。歴史を感じると共に地域の教育力を感じます。この記念碑の建立が平成10年と記されていますので、この小学校は創立120年になりましょうか？



二宮小学校の記念碑



御嶽神社



菊花展

6 御嶽神社

小学校を出ると、そこは「御嶽神社」です。取材の時が11月でしたので、入口には七五三の幟と境内では「菊花展」が開催されていました。

御嶽神社について境内社務所で頂いた由緒から記しましょう。ご祭神は素戔鳴尊です。県指定有形文化財の「蔵王権現三尊像」が安置されています。また、境内には「三葉松」があります。長い松葉は三本・四本に分かれ縁起物として珍重されています。右の写真は「大きな松ぼっくり」と「縁起の松の葉」と「平成の最後の御朱印」と「令和の初めの御朱印」です。



御朱印と三葉松

7 道入庵（お堂）

御嶽神社の参拝を終えてまもなく「お堂」と呼ばれている「道入庵」が道の向かいにあります。前原新田の庵室です。境内左に石像菩薩供養塔があり、背後に前原新田開発の経過が道の向かいに刻まれています。その他にも札所の標識、筆子塚などがあります。

道入庵から新京成線の踏切に出ました。細い歩道を通って共同墓地に出ました。墓地にはいつも参拝の人が絶えません。近くの農家の方に共同墓地について訊ねると「この墓地は由緒ある墓地で、近辺の町々で最初の墓地です。」とお話して下さいました。



共同墓地



境内の石仏達



墓地



道入庵

8 道端の石仏

線路に沿って細い道を通り住宅、アパートを経て大きな住宅地に出ました。

かつて十河苑と呼ばれた分譲地も今は550余世帯と大きな町となりました。

駅に向かうなだらかな坂の途中にかわいい「石仏」がありました。

この石仏はこの道を通る人々の心の拠り所として、また幼い子供は日々の思いの中に見る最初の祈りの場となっていることでしょう。道行く人が思い思いに石仏にお供え物をする微笑ましい姿に出会いました。名もない石仏はいつも微笑んでいるように見えます。



西八丁目道にある石仏

9 アルビス前原

前原駅から、かつての「前原団地」方面へと歩を進めてみましょう。春には「新緑」のすがすがしさを見せてくれる欒並木が先ず目に入ります。その幹もここ数年でかなり大きくなりました。また前原駅の通りを飾った「さくら並木」もありました。そしてここ数年の大型マンションの建設には目を見張るばかりです。そうした住人の台所を賄うのは「リブレ京成アルビス前原店」です。郵便局、病院等々ここ前原の中心も大きく変わりました。以前の「団地」のイメージから大きなマンションが並ぶ光景がそこにあります。

そしてアルビス前原中央公園は子供の遊び場や大人なグラウンドゴルフ場として皆の憩いの場となっています。



欒並木



大型マンション



アルビス前原中央公園

参考文献：滝口さんと船橋の地名を歩く

文責 広報委員 大嶋 京

駅からぶらり散歩道

シリーズ19回目を発行するにあたり



本日、11月28日

「秋の長雨」調べてみますと9月の中旬頃から10月の中旬あたりにかけて訪れる停滞前線がもたらす、長雨。と言う事らしいのですが、11月も終わりに近づいていると言うのにまだまだ雨の日が続いております。農家の方には怒られるかもしれませんが私たち外で働く者にとっては泣きが入る程の雨続きになっております。そんな中今回は大嶋さんが1人で前原近辺取材してくれました。次回は取材の参加者を早々に募りわいわいと取材を出来ればと思います。大嶋さんご苦労様でした。「駅からぶらり散歩道」も残り数回か???

広報委員長 佐久間 兼治

第36回 法人会全国大会 (三重大会)

開催日: 令和元年10月3日(木)
場所: 津市産業・スポーツセンター

昨年、10月3日(木)午後2時から、公益財団法人全国法人会総連合主催、一般社団法人三重県法人会連合会主管で全国大会が、体育館のサオリーナ(吉田沙保里選手の名前から)で開かれ、

船橋法人会からは田中会長以下、10名が参加しました。

大会は第1部の記念講演、第2部の式典、第3部の懇親会に分けて行われ、第1部の記念講演では、「皇室と神宮」というテーマで伊勢神宮の音羽悟(おとわさとる)氏が講演を行いました。

崇神天皇5年、疫病が流行り、多くの人民が死に絶えたため、疫病を鎮めようと、従来宮中に祀られていた天照大御神と倭大国魂神(大和国魂神)を皇居の外に移すことになり、内宮は崇神天皇の御代に天照大御神を、外宮は雄略天皇の御代に豊受大御神を伊勢の地に祀られたことに始まり、爾来2千年にわたり伊勢の地に御鎮座されることになりました。

また、伊勢神宮は20年毎の遷宮(建て替え)でも知られていて、そのことが現在でも古来からの様々な伝統が生き続けることになり、日本文化の源泉(みなもと)になっています。

伊勢神宮で行われていることは、基本的に、稲作とその収穫感謝の文化に纏わる行事であり、それは皇室で行われる稲の種蒔から収穫及びその感謝に纏わる行事と深く結びついています。

第2部の式典では、国歌斉唱の後、会員に対する全法連会長からの表彰、税制改正提言の報告、青年部による租税教育活動の報告が行われ、その後、大会宣言が出されました。そして第3部の懇親会では、三重県の名産品の松坂牛のステーキやイセエビのパスタに舌鼓を打ちました。

税制改正の提言、および、その解説につきましては、全法連のホームページ<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>の「法人会からのお知らせ」に載っておりますので、そちらをご覧ください。

来年は岩手県です。皆さん参加してみませんか。

そして、再来年はいよいよ千葉県担当で、私たちの船橋法人会の田中会長がこの大会の実行委員長です。その際には皆さん是非ご協力をお願いします。



大会会場

税制改正要望の陳情

この令和2年度の税制改正要望と言うのは、令和元年に全国各地の法人会を通じて寄せ集められた「税制を、このようにして欲しいという会員(国民)の声」を、各県の法人会連合会が検討し、更にそれを寄せ集めた全国法人会連合会が精査し、取りまとめたもの(10月に開催された三重の全国大会で公表された)で、全国夫々の法人会が所属する自治体の長や、地元選出の国会議員に陳情する法人会活動の一貫です。

11月1日(金)午後3時に、田中会長以下9名が船橋市役所に、船橋市長と船橋市議会議長を訪れ、税制改正要望を陳情しました。

最初に陳情したのは、松戸徹市長です。

田中会長から「令和2年度の税制改正に関する提言」と、その地方税に関する部分を簡潔にまとめた文書を手交し、固定資産税の軽減、二重課税ではないかと言われている地方法人特別事業税の廃止、その他、人件費を含む経費削減についても、お願い申し上げました。

一方、松戸市長からは、ふるさと納税による税収減と社会福祉関係の支出増により財政が厳しいことの説明がありました。

特に、社会福祉関係の予算は、平成20年には500億円だったものが平成30年では900億円と激増しているということでした。

次いで日色健人市議会議長にも「令和2年度の税制改正に関する提言」と、その地方税に関する部分を簡潔にまとめた文書を手交し、陳情しました。

日色市議会議長は、小田原副会長の地元の方でした。同議長からは、「努力します。」「また、何かご要望があればいつでも言ってください。」と仰って頂きました。

公務ご多忙にも拘らず、快く要望を聞くお時間を割いて頂いた、松戸市長および日色市議会議長には、改めて御礼申し上げる次第です。



松戸市長へ陳情



日色市議会議長へ陳情

税制委員長 古澤 和一郎

令和2年度税制改正に関する提言（要約）

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- ・今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきである。
 - (1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。
 - (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
 - (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
 - (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保すべきである。
 - (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。
- ・超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。
 - (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
 - (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
 - (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
 - (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 - (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
 - (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- ・今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。
 - (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- ・ 本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
 - (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
 - (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
 - (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

- ・ マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- ・ “先進国クラブ”と称される OECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。
- ・ EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実には変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- ・ 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
 - (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
 - (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
 - ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を

適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になる。
- ・「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。
- ・地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。
 - (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
 - (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
 - (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
 - (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- ・東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。
- ・近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年（現行3年）に延長すること。（「個別事項」参照）

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
 - (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
 - (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
 - (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
3. 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
4. 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

令和2年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

令和元年度 ブロック別実務講習会

研修テーマ

- 消費税の軽減税率制度について
- 税金クイズ

船橋税務署講師の皆様



川畑副署長



萩山法1統括調査官



菅原法1上席調査官



森内法1担当調査官

ブロック別実務講習会実績

ブロック名	ブロック長	開催日	開催場所	参加人員
Aブロック	鈴木 明	9月18日(水)	三咲公民館	50名
Bブロック	宮口 建二	10月11日(金)	習志野飯店	48名
Cブロック	福永 幸雄	9月12日(木)	法典公園グラスポ	38名
Dブロック	工藤 祐政	9月20日(金)	船橋グランドホテル	50名
Eブロック	川上 榮吉	9月10日(火)	船橋グランドホテル	55名
Fブロック	山崎 克美	10月7日(月)	船橋グランドホテル	51名
合計				292名

Aブロック



三咲公民館にて

Bブロック



習志野飯店にて

Cブロック



法典公園グラスポにて

Dブロック



船橋グランドホテルにて

Eブロック



船橋グランドホテルにて

Fブロック



船橋グランドホテルにて

経営者セミナー

外国人雇用に向けて知っておきたい
基礎知識と労務管理

蔵中 一浩 氏（横浜リンケージ社労士事務所代表）

今回の経営者セミナーは『外国人雇用に向けて知っておきたい基礎知識と労務管理』と題して横浜リンケージ社労士事務所の蔵中一浩代表を講師にお迎えして9月26日（木）に船橋グランドホテルにて実施いたしました。

開催日：令和元年9月26日（木）
場所：船橋グランドホテル

働き方改革関連法の概要の説明から始まり、人口動態の変化と共に外国人雇用が今後より必要となることを統計を基に説明して頂きました。また、国レベルの問題として、日本に来ている留学生の約6割が日本での就職を希望しているにもかかわらず、実際は3割程しか就職が来ていない現実、そこには在留資格による制限があることを知る事が出来ました。

経営者としては自社で外国人を雇用する際には日本人と分け隔てなく接することが重要なことは言うまでもありませんが、法律上や文化風習の違いへの配慮が必要で特に、法律制度面では、採用時の在留資格確認の必要性や在留カードの真偽の確認方法などを、採用後には社会保険などの手続きの必要性、退学や離婚などにより在留資格が変更になった場合の対応などを、また離職時には厚生年金の脱退一時金請求などを、事例を基にご説明頂きました。また、文化、風習の違いによるトラブルを防ぐためには外国人労働者の中からリーダーを育てその従業員を核としてコミュニケーションをよくとる事が有効であることなどを講師の先生の顧問先の経験談を踏まえながら説明頂き学ぶことが出来ました。

また、指示を出すときは曖昧な表現は用いず、何をいつまでになど具体的にすることを心掛けるのが重要であること、このような方法は外国人のみならず日本人に対しても有効なので常に心掛けていく必要が有ると感じました。

休憩をはさみながらの2時間はあっという間に過ぎてしまい、熱心に講師の先生の話聞きメモを取っている参加者が多くいらっしゃいました。

研修委員長 大塚 智明



セミナーの様子

経営者セミナー

「チャンスはつかめる!!」 ～爆笑！プライドを捨てた男の人生訓～

杉村 太蔵 氏（元衆議院議員）

今回の経営者セミナーは『チャンスはつかめる!!
～爆笑！プライドを捨てた男の人生訓～』と題して
元衆議院議員 杉村太蔵 氏を講師にお迎えして11月
20日にクロス・ウェーブ船橋の講堂にて講演会を
実施いたしました。

開催日：令和元年11月20日（水）

場 所：セミナーハウスクロスウェーブ船橋

講演では、思い込みで判断するのではなく、真実に基づいて常に考えることの重要性を質問形式でお教えいただきました。人生100年時代には80歳まで働く必要があり、そのためには常に社会から必要とされる人材でなければいけない、学校卒業後の知識のまま働くのではなく常に学び続けることが大切であり、尾崎行雄氏の『人生の本舞台は常に将来に在り』のごとく常に未来のために準備をし、社会に適応しながら変化し続けることでチャンスを掴むことが出来るとのことでした。

また、多様な人々が共に暮らす社会では日本人が苦手とする相手に自分の考えを伝え、共感を得られる能力を身につける必要があるとのこと、会場内の20代30代の6人の方々に登壇いただき好きな芸術作品と選んだ理由、また、関ヶ原の戦い、明治維新、太平洋戦争終戦のなかで一番社会に影響を与えたと思う出来事とその理由を説明して共感を得る実践形式の講義もしていただきました。急遽指名されたのにもかかわらず6人の皆さんの熱のこもったスピーチは先生も褒めていらっしゃいましたが非常に素晴らしかったです。

冒頭でふるさと納税の話がされた際に、北海道旭川市出身の先生は、幼少期は公立の学校に通い、旭川市に育てられ、大人になり故郷に恩返しできる立場になったら東京で生活をして東京に税金を納めている、その矛盾を埋めるいい制度が『ふるさと納税』だとおっしゃいました。先生の故郷を大切に思う心が垣間見えたと同時に、自分も納税を通じて社会に恩返しをしていかなければいけないと思った次第です。

会員はもとより、従業員、家族、協力団体など多くの方々にご出席いただき終始笑いの絶えない非常に有意義な時間を過ごさせていただきました。

研修委員長 大塚 智明



杉村太蔵氏



20代代表の3名



30代代表の3名

令和元年度 第4回理事会

開催日：令和元年10月18日（金）
場 所：船橋グランドホテル

令和元年10月18日（金）船橋グランドホテルに於きまして、令和元年度第4回理事会が開催されました。会長挨拶では台風15号・19号による被害のお見舞いと、全国大会（三重大会）の報告、令和2年度税制改正に関する提言の内容紹介がありました。続いての来賓挨拶では船橋税務署の川畑副署長より台風で被害に遭われた方が申告・納付の期限を延長できる制度の紹介と、日頃の税務行政への協力に対するお礼の言葉がありました。



議事1 令和元年度（4月～9月）の予算の執行状況について（審議・承認）

林財務委員長より上程 承認される

議事2 会費徴収状況及び未納処理について（審議・承認）

林財務委員長より上程 承認される

議事3 令和元年度「会長表彰受彰者」承認の件（審議・承認）

安村総務委員長より上程 承認される

議事4 令和元年度会員増強運動の中間成果と今後の対応について（審議・承認）

高橋組織委員長より上程 承認される

総務委員長 安村 秀雄

ブロック長・支部長懇談会

令和元年10月18日（金）船橋市内においてブロック長・支部長懇談会が開催されました。今回は懇談会を理事会後に設定し、お忙しい役員の皆様の間にも配慮する形での開催といたしました。ブロック長3名、支部長参加者は11名他役員（正副会長・委員長）8名、事務局長の総勢23名。

理事会の緊張も解れ、会長・担当委員長の挨拶のあと懇談会は終始和やかな雰囲気が進み、組織委員長からは増強活動への熱意ある挨拶がありました。

今後の法人会の在り方など話題は盛り上がり、前向きな懇談会でありました。

開催を担当し、大きな懇親会とは異なるコンパクトな開催でしたが、膝を突き合わせてのこの様な会も結束を固めるという意味では大変有意義なものであると感じました。担当委員会として更に有意義な会に発展させたいと思います。

総務副委員長 蓮池 政貴

「新年賀詞交歓会」開催のご案内

開催日時：令和2年1月20日（月）17：00～20：00

開催場所：船橋グランドホテル（船橋市本町7-11-1）

次 第

(1) 第一部：トークショー 17：00～18：30

林昌範元プロ野球選手と檜崎豊元報知新聞記者とのトークショー
林昌範（船橋市出身、読売ジャイアンツ、北海道日本ハムファイターズ、横浜DeNAベイスターズで投手として活躍）
演題：「偉大な先輩との出会い」 聴講料：無 料

(2) 第二部：新年賀詞交歓会 18：40～20：00

参加費：5,000円（当日、会場受付にて申し受けます。）

※事前のお申込が必要です。

◇新しく入会された皆様です…よろしく◇

支部名	法人名等	代表者氏名	所在地	電話番号	業 種
豊 富	(株)木下モーター(ケービートラベル)	米井 博文	小室町3006	047-457-5539	旅行業
豊 富	(有)グリーンネットワークサービス	飯島幸三郎	豊富町1482	047-457-1755	運送業
二 和	医療法人社団 爽歯会	高橋 哲也	鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-12Fみちのべ歯科医院	047-442-6480	歯科診療所
二 和	(有)山崎プラント設計	山崎 信悟	二和西6-7	047-440-5101	圧力容器設計・製作
三 咲	(有)室田塗装	室田 武志	南三咲3-5-43	047-447-7362	建築塗装
大 穴	(株)ファミリーエンジニア	辰島 勉	大穴北3-40-9	047-401-6451	建築設備
金 杉	(有)村越モータース	村越 恒則	金杉2-1-15	047-439-2211	自動車修理
金 杉	朱雀プラスチック(株)	田中 龍祐	千葉市中央区村田町241-1	043-497-6250	
北習高根	(株)サーマル・マスター日本	我孫子壽郎	習志野台1-22-17-201	047-401-0964	その他産業機械器具
北習高根	LOG (同)	小島 亮	習志野台2-4-8ライジングビル2F	047-468-7559	美容業
北習高根	(有)藤友	佐藤 琢弥	習志野台2-2-18	047-469-0021	不動産業
習 志 野	(株)高橋製作所	高橋 和久	白井市平塚2713	047-498-1660	建築金物製作
習 志 野	(株)クランベック	川村 正樹	習志野4-9-4	047-471-4114	建設業
芝山西習	HanaHana(株)	佐崎 亜季	芝山5-45-3	047-767-2777	卸業
芝山西習	(同) SK	澁谷 充彦	芝山6-57-3	047-404-7445	機械設計業
芝山西習	K・MH (同)	佐々木賢児	芝山6-56-11	047-427-5459	一般土木建築工事業
芝山西習	(株)岡本興業	岡本 信泰	芝山6-30-6	047-464-7714	給排水衛生設備工事
芝山西習	プログレス(株)	中科 弘	芝山3-17-8	050-7109-506	電気機械器具卸業
芝山西習	(株)サムザック	小川 和政	芝山3-2-1-205	047-401-3531	化学薬品販売業
北船第1	(有)上山	高橋 潔	上山町1-19	047-438-2348	不動産管理
北船第1	はんこプレミアム(株)	晴海 旭	高根台7-14-1アルテハイム高根台101	047-489-5595	卸売業
山 手	(株)TK建装	高橋 雅洋	北本町2-44-15 NAビル101	047-409-8878	内装業
二 宮	(同) F Gathering	根本 賢一	滝台町105-1	047-462-8728	学習塾
薬 円 台	(有)カズキインターナショナル	中本クラマ	印西市発作129-1	0476-33-7957	中古車輸出業
薬 円 台	(有)Star Box	田添カルメンシート	田喜野井4-42-23	047-464-6917	大工
薬 円 台	(株)小柳商事	小柳 尚也	田喜野井1-7-10	047-474-6711	生花販売
薬 円 台	(株)リハプロ	阪井 春枝	薬円台5-6-6	047-461-8076	訪問介護事業
薬 円 台	(株)ビーフリーモータースジャパン	森田 雅久	松戸市中根1-421	047-364-8498	
薬 円 台	(有)シー・シー・アール	鬼澤 勝利	田喜野井7-27-3	047-411-7771	防水工事業
前 原	佐藤興業(株)	小沢 浩之	前原西2-13-2	047-478-7279	不動産賃貸業
前 原	(株)スターキッチン	小谷 帆志	千葉市中央区新千葉2-1-5小川第一ビル101号	043-307-9910	飲食業
前 原	戸田歯科医院	戸田 雅也	習志野市津田沼2-5-10-1F	047-472-2349	歯科医業
前 原	(株)ジョイフルホーム	花島 聡	前原西5-6-19	047-409-3011	不動産業
本町第1	千葉エバジー(株)	小林 武史	本町2-2-7-706	047-401-9522	移動電気通信業
本町第1	(株)長谷川清次郎設計事務所	長谷川清次郎	本町2-21-24	047-434-0222	土木建築
本町第2	TOYO(株)	渡邊 智夫	習志野市大久保1-24-1蜂谷ビル402	090-9302-254	学習塾・不動産
本町第2	虹色こまち(株)	武政 誠一	市原市五井中央東1-13-1-305	0436-26-4812	ITサービス
本町第2	(株)船橋ロッキー	田村 幸雄	東京都港区港南2-16-8-2306	03-6433-9370	ボルダリング&フィットネスジム
本町第2	HIKARINIHON(株)	ホアンクオックナム	本町4-31-20エクセルビルⅡ103	047-409-8008	人材紹介・飲食業
本町第2	(株)円子技研	円子 博信	白井市神々廻1769-1	047-492-9428	建設業
本町第2	(株)ACEHIGH	佐々木健一	市川市大洲1-2-27	047-712-5298	衣料品小売業
本町第3	京葉ライン(株)	澁澤 達三	本町7-13-10-301	047-419-7811	運送業
本町第3	コンヴェニエント(株)	林 三知	白井市河原子22-8-8	047-468-0909	古物商・貿易
西船第1	(株)B-plus	村山 和希	印内町603-1-202	047-401-5044	美容機器製造卸販売
西船第2	リコージャパン(株)船橋事業所	田村 篤	本郷町538-2F	047-336-3111	事務用機械器具卸売
海 神	(有)浜田屋商店	日野原浩一	海神6-20-27	047-431-2584	コンビニエンスストア
南船第1	東葉管工(株)	上村 宗久	栄町1-3-8	047-434-5110	一般管工事業
南船第1	(株)HIDAKA	樋口 秀宏	栄町2-15-3	047-497-8380	建築用金属製品製造
南船第2	(一社)水を通して健康と環境改善を促進する協議会	松澤 民男	高瀬町31-6	047-404-9240	調査研究
湊 町	司法書士三上事務所	三上 健太	日の出2-2-11	047-404-6767	司法書士
湊 町	gTOMO合同会社	長谷川和也	湊町2-12-24	080-6553-536	ITサービス
湊 町	(株)ピーアイ	田崎 真人	日の出1-2-1	047-404-9202	ビルメンテナンス
湊 町	(株)勝波	兎東 俊成	湊町2-11-3AS湊町ビル501	047-407-1230	就労支援

ブロックニュース



Aブロック

チャリティー ゴルフ大会



開催日：令和元年9月26日（木）
場 所：中山カントリークラブ



Aブロックでは、9月26日（木）に54名にてチャリティーゴルフ大会を行いました。

当日は天気も良くゴルフ日和の一日でした。

例年、新ペリアのルールでは、お上手な方々が上位に入り沢山の賞品を、持ち帰りますが、今年は参加賞を手厚くし賞品を少し減らそうと計画いたしました。田中会長をはじめ多くの本会役員からの協賛をいただき、いつも通りの賞品が用意出来ました。ありがとうございます。表彰式では、賞に入らなかった方も、じゃんけん大会で楽しみ、それでももらえない方には残念賞も用意しました。

Aブロックでは、行事を通じ法人会の理解を深め、会員同士の親睦を図るために、サクランボ狩り、ゴルフ、新年賀詞交歓会、勉強会等、例年企画しておりますので多くの方々にご参加いただき仲間意識を持って頂ける様今後も活動を続けてまいります。

皆様のご参加をお待ちしております。最後になりますが、ゴルフ参加の皆様、大変お疲れ様でした。

担当幹事三咲支部長 岡庭 一美

Bブロック

チャリティー ゴルフコンペ



開催日：令和元年11月8日（金）
場 所：中山カントリークラブ

平素より船橋法人会の活動へ格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。さて、本年のBブロックチャリティーゴルフコンペは令和元年11月8日（金）に開催し、記念すべき令和初めのチャリティーコンペ開催となります。本年も名門コースの中山カントリークラブにて、9組・34名の方々に参加して頂きました。

朝自宅にて起床後、カーテンを開けると素晴らしいお天気です！今日は朝から良い1日になりそうな予感でいっぱいです。流石に11月の朝は肌寒かったのですが、スタート時刻の頃には気持ちの良い温度になっておりました。

OUTコース・INコース共に9:38、「ナイスショット！」の声援を受け次々にコースへと旅立って行きました。

今回は初参加を頂いた会員の方々もおり、楽しんで頂けたかと心配性の私でしたが…笑顔で「楽しかったよ！」とのお言葉に、私も本当に嬉

しかったです。

今回も会費の一部を福祉協議会に寄付させて頂きました事を、ここでご報告させて頂きます。

さて、今回の優勝者は…なんと！私、滝田敦司が優勝してしまいました！朝の予感は…当たっておりました…。しかし、優勝商品はジャンケン大会にて私の手から離れていきました（苦笑）最後にご参加頂いた皆様、協賛を頂いた皆様には感謝申し上げます。Bブロックでは親睦の輪を広げつつ、社会に貢献出来る団体で有る様に今後も活動して参りたいと思います。

新高根支部長 滝田 敦司

Cブロック

**チャリティ
ゴルフコンペ**

開催日：令和元年10月29日（火）
場 所：鎌ヶ谷カントリークラブ



ブロック長特別賞 徳田孝一氏

令和元年10月29日（火）に船橋法人会Cブロック親睦チャリティゴルフコンペを鎌ヶ谷カントリークラブにて開催し、総勢18名の方々に参加していただきました。

当日は、残念なことに終日雨模様で皆さんスコアメイクに大変苦労されていたようです。今回も、参加者皆様に喜んでいただけるように株式会社ホエルの鯨井様に景品を用意していただきました。今回の優勝者は大原俊弘様です。優勝商品はハイブリッド加湿器が贈呈されました。そして福永Cブロック長からのブロック長特別賞は第8位の前ブロック長徳田様に贈呈されました。

今回もチャリティゴルフコンペという事で、チャリティー募金で集まった寄付金は、障害者スポーツの振興・発展に役立ててもらおうこととなりました。

また、今回参加できなかった方も、次回は是非たくさんのお仲間様をお誘いの上お会いできるのをゴルフ場でお待ちしております。
Cブロック 岩切 秀典

Eブロック

日帰りバス旅行

開催日：令和元年10月27日（日）
行き先：秩父・長瀨



日頃はEブロックの活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。Eブロックでは会員の皆様が懇親を深めていただくために毎年恒例で日帰りバス旅行を行っております。令和元年10月27日（日）に16回目の開催となった今回は76名の方にご参加いただき埼玉県秩父・長瀨へ行ってきました。

当日は9月から10月に発生した台風や豪雨の影響で当初予定していた長瀨ラインくだりを変更して企画されましたが思う存分に楽しむことができました。

まずは秩父神社の参拝です。目についたのは三猿（さんえん）でした。三猿といえば日光東照宮が有名ですが、同じ徳川家縁りの御社であるにも拘わらず、秩父神社の三猿は日光と全く違った表情をしていました。日光が古来の庚申信仰（こうしんしんこう）にちなんで「見ざる、言わざる、聞かざる」なのに対し、秩父神社の三猿は「よく見て、よく聞いて、よく話す」お元氣三猿として親しまれているようです。

続いて少し場所を移して食事を終えた私たちは長瀨渓谷の散策をしました。荒川の清流が作り出した景勝地で秩父赤壁といわれる岩壁は地質的にも珍しいようです。岩畳の上を実際に散策できることも迫力がありました。やはり大雨の影響なのか川の水は濁っておりました。

帰りがけには「花園フォレスト」へ立ち寄りしました。ここは美味しいバームクーヘンが有名でお土産にできます。ご参加の皆様は先程までの道中でお土産を買ったはずなのに、つつい手がのびてしまったようです。

そして帰路の車内では恒例のビンゴゲームが行われました。ガイドさんのアドリブにも笑いあり真剣さありで大いに賑わっておりました。そのまま渋滞もなく無事に終着地の船橋市場へと到着した皆様はご自身のビンゴ当選番号を振りしめて引き換えた豪華な景品に思わず満面の笑みを浮かべてお帰りになりました。

また来年も魅力のあるバス旅行企画にて皆様とお会いできればと思います。ご協力、ご協賛いただいた皆様、道中を華やかに飾っていただいたガイド様へ心より感謝を申し上げます。
宮本第一支部 積田 淳



部会 ニュース

源泉部会実務研修会 年末調整説明会

開催日

令和元年11月11日（月）

場所

船橋商工会議所 6F 講堂



川畑副署長よりご挨拶

源泉部会では、11月11日（月）、船橋商工会議所にて、本年度第2回実務研修会として「年末調整等説明会」を開催いたしました。この研修会は源泉部会の主催で毎年開催されております。今年も62社79名という大勢の皆様にご参加いただきました。

川野辺源泉部会長のご挨拶に始まり、続いて船橋税務署川畑副署長よりご挨拶を賜りました。2時間半という長い時間ではありましたが、参加者の皆様は熱心に耳を傾けていらっしゃいました。

源泉所得税の年末調整について、法人課税第2部門山本上席、法定調書の作成・提出について管理運営第2部門千葉事務官、住民税について、船橋市役所市民税課秋山主事に、それぞれ講師を務めていただき、DVDや資料を使用し補足説明をしていただき丁寧で理解しやすい研修会となりました。

源泉部会では、今後も会員の皆様役に立つ研修会を企画、開催してまいります。

最後になってしまいましたが、今回の研修会にご参加いただきました皆様と研修会にご協力いただきました船橋税務署、船橋市役所の皆様にご心より御礼申し上げます。

源泉部会副部長 関 暢



山本上席による講義

女性部会 シリーズ研修 ワイヤークラフト

開催日

令和元年9月27日（金）

場所

船橋法人会事務局会議室



令和元年9月27日（金）女性部会シリーズ研修としてアクセサリー（天然石のペンダント）の製作を行いました。シリーズ研修担当の芳林副部長のご尽力を頂き、諸岡智美さんを講師としてお迎えし当日は14名の参加で和気あいあいと華やかに賑わいながら楽しい場となりました。

諸岡智美講師は日本カラーワイヤークラフト協会の認定マイスターであり、ビーズアクセサリー講師としてご活躍されている方です。現在は西船橋、本八幡を中心にワークショップを開催されており、諸岡講師の作品の数々はフェイスブックに紹介されていて、どの作品も素晴らしくファンタジーで創造性豊かな作品です。

今回の手作りアクセサリー（天然石ペンダント）は、ワイヤー三本を天然石に飾り巻きつけをしてゆくもので、最初に見本用のペンダントを見た時は「本当にこのように素敵なものを作れるかしら…」と不安になりましたが講師とアシスタントの方の親切で優しい説明と手ほどき、そして参加者の会員の皆様さんとお互いにポイントを話し合いながら、楽しく仕上げる事が出来ました。今回の天然石は「めのう」で青縞模様、ピンク縞模様、黄土縞模様の中から気に入った形のものを1つ選びました。どれ1つ同じ石がなく、お一人おひとりが選ばれた石とシルバーのワイヤー三本仕立てをペンチで一生懸命に仕上げ、お気持ちの込められている唯一無二の素敵なアクセサリーとなり、仕上がった時の皆さんの嬉しそうなお顔は、うら若き乙女。研修会はそんな乙女たちで盛り上がりしました。

「めのう」はネガティブなエネルギーを浄化し、明るい未来と繁栄を引き寄せ、愛と優しさ、若さを与えてくれるパワーストーンとして古くからお守りとして女性に持たれているとの事。私たち女性部会会員にぴったりですね。女性部会会員の皆様方の益々のご繁栄を祈りつつ末筆となりましたが、女性部会では年間通してこのようなシリーズ研修を企画し、会員同士の親睦を図っております。これからも楽しい研修企画を致しますので是非皆さまご参加をお待ちしています。 女性部会幹事 関根 京子

チャリティーゴルフコンペ 門田杯

開催日

令和元年10月10日(木)

場所

中山カントリークラブ



優勝 松本健様

令和元年10月10日(木)に青年部会、第12回チャリティーゴルフコンペ『門田杯』が中山カントリークラブにて開催されました。

まずは冒頭に台風15、19、21号で被害に遭われた方々へ心よりお見舞い申し上げます。

恒例の始球式では青野青年部会長にショットをしていただき盛大に幕を開けることができました。コース内は台風の傷跡が多く見られ大きな木が倒れ、枯葉があちこちに散乱するなどプレーヤー達はショットに苦しめられていた様子でしたが人が人も出ず無事にプレーを終えることができました。

表彰式を兼ねた懇親会は割烹喜久水さんへ場所を移し、多くのご協賛をいただき会場は大いに華やかな雰囲気となりました。

懇親会からの参加者へもこの場をお借りして御礼申し上げます。

優勝者は初参加の松本健様、豪華な優勝商品を手にしてお帰りになりました。

そして優勝者の松本様を含め5名の青年部会への入部表明をいただきました。

(株)ホエルの鯨井社長はその場で入部申込書も記入していただき会員増強にも繋がる有意義なコンペとなりました。

なお、プレー、懇親会、大会前日までいただいたチャリティーにつきましては青年部厚生委員会で協議して相応しい寄贈先を選定させていただきます。

また来年も皆様のお力をお借りして盛大に盛り上がるチャリティーゴルフコンペ『門田杯』になるように準備を進めてまいります。

結びにご協力していただいた皆様、ご協賛をいただきました皆様、今大会にご参加された全ての皆様に御礼申し上げます。



青年部厚生委員 大淵 彰雄

第33回法人会全国青年の集い大分大会

開催日

令和元年11月7日(木)・8日(金)

場所

大分県iichiko総合文化センター
グランシアタ



懇親会



2019年11月7日(木)・8日(金)に大分県iichiko総合文化センターグランシアタにて第33回法人会全国青年の集い「大分大会」が開催され我が船橋法人会からは総勢15人で参加させていただきました。本会からは田中会長、山田副会長、木村副会長がご参加くださいました。

会場まではバスにて移動しましたが、途中の車窓からは宿泊先でもあります別府の街の至る所に立ち昇る温泉の蒸気や山々の眺望に心を躍らせながら会場入りをしました。

到着してまず会場の雰囲気、全国の法人会の方々の多さに圧倒されました。

近隣の公園内に設置された物産展で大分県の名物などを鑑賞した後、グランシアタ内にてアンミカさんによる「ポジティブ志向～健康な心と体で未来を動かす～」をテーマに講演を拝聴致しました。前日には部会長を対象に部会長サミットが開かれ青年部会の柱である租税教育活動や部会員増強について一年間の取り組み成果の発表、表彰もあり全国青年部会の連帯強化になりました。

夜は懇親会で郷土料理などに舌鼓を打ち、楽しい時間が流れていきました。

翌日は別府の海地獄、湯布院の街並みなどを観光しました。

最後にこの企画を計画するにあたり御協力くださった方々、ご参加いただいた方々に御礼申し上げます。有難う御座いました。青年部会厚生副委員長 雨宮 大輔



海地獄にて



第33回 法人会全国青年の集い 大分大会
開催日 2019.11月7日(木)・8日(金)

同好会

釣り同好会 船橋釣友会

開催日：令和元年11月10日（日）
場所：神奈川県久里浜港



大会結果

優勝 青柳さん
二位 松永さん
三位 霞さん
大漁賞 小柳勇将さん（数釣り賞：23本）

次回の予定

次回は2020.02.09（日）に千葉県大原港で第8回活餌ヒラメ釣りを開催予定です。釣れても釣れなくても次回があります。また楽しみましょう…

第7回 天秤タチウオ釣り大会 開催結果報告

11月10日、今年も神奈川県久里浜港のムツ六さんにお世話になり、第7回天秤タチウオ釣り大会を開催しました。

集合はAM 6:00。釣りは朝が早いので主催側はいつもヒヤヒヤするのですが、参加者13名は遅刻せずに集まってくれました。AM 7:00に離岸し、約30分かけて最初のポイントに向かいました。空は雲一つない快晴でしたが、朝方は若干風が強い状況で始まりました。

最初に釣ったのは、最近プライベートの釣りでも絶好調な霞さん。良型のタチウオです。続いて霞さんの友達で今回初参加の松永さん。間を少しおいて、毎回好成績を残している青柳さんがドラゴンサイズを釣りました。結局この3名が1位から3位になりました。

その後も全体的にポツポツと釣れ、ポイントを移動する毎に、数を伸ばしていきました。そんな中1名だけが全く釣れず…見てみたら貸竿の電動リールの値が間違っていて本来80m付近の所を40m付近でやっていたことがわかりました。釣れないのも納得です。その後は怒涛の勢いで数を伸ばしてくれました。前回も参加し2本しか釣れなかった小柳勇将くんは、途中から「なんかコツがわかってきた!」と言い、その後はほぼ入れ食い状態。最終的には23本（自宅でちゃんと数えました）と数では1位になりました。今回は全体的に数が釣れ、楽しい釣りができたと思います。

私は自宅に帰り、早速10本ほど使い、塩焼き、炙り、竜田揚げを作り、家族に振舞いました。釣りがたての新鮮な魚が食べられるのは釣り人の特権です。どれもとても美味しかったです。

船橋釣友会会長 小柳 正和



初参加で堂々二位の
松永さん



優勝は上位常連の
青柳さん



気合十分で挑み三位の
霞さん



！電子申告で効率UP！

国税電子申告・納税システム

e-Tax

**「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。**

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

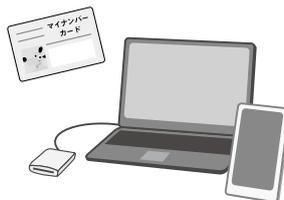
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略^(注)

還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

変わるもの、変わらないもの。
あらたなる創世紀に向けて…



PRODUCTION FOR HAPPINESS

2020

人に・地域に・環境に 幸せのためのものづくり

 **Shinpo** 株式会社 **総合印刷新報社**

YouTube

当社紹介動画が
ご覧いただけます



■本社：〒273-0014 千葉県船橋市高瀬町32番地 TEL.047-431-9166(代) FAX.047-433-6232
 ■つくば支店：〒305-0035 茨城県つくば市松代2丁目2-1 TEL.029-863-1888 FAX.029-863-1889

